

韮崎市自動車騒音常時監視実施計画

〔令和 7 年度～令和 1 2 年度〕

山梨県韮崎市

令和 7 年 4 月

1 経緯

本市では、平成 24 年度より市内における主要幹線道路を対象とした自動車騒音常時監視を実施している。この度、令和 3 年度道路交通センサス調査結果が公表されたことを受け、所定の見直しを行うものである。

2 目的

この計画は騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき自動車騒音の状況の常時監視を効率的に実施するため、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準の通知について（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号）」（以下、「処理基準」という。）第 3 の 2 に基づき、常時監視の実施に関し必要な事項を定めるものである。

3 監視の対象となる道路及び地域

（1）対象となる地域

監視地域については、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域とする。

該当地域については、山梨県条例「騒音に係る環境基準の類型の当てはめ（平成 7 年 8 月 31 日告示第 368 号）」により表 1 のとおり。

（表 1）騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種及び第二種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区及び特別業務地区

（2）対象となる路線

処理基準に基づき、未供用の道路を除き、原則として 2 車線以上の車線を有する高速自動車国道、一般国道、県道に面する地域であり、住居等が存在する地域に存在する表 2 に示す路線（表 2）とする。

(表 2) 市内の対象路線

道路の種類	路線名	路線数
高速自動車国道	中央自動車道西宮線	1 路線
一般国道	一般国道 20 号、一般国道 141 号	2 路線
県 道	甲府韮崎線、韮崎南アルプス中央線、茅野北杜韮崎線、韮崎増富線、韮崎昇仙峡線、韮崎市南アルプス富士川線、武田八幡神社線、穴山停車場線、北原下条南割線、甘利山公園線、島上条宮久保絵見堂線、須玉中田線	12 路線

(3) 評価区間

対象となる 15 路線のうち、交通量が僅少であるなど騒音発生強度が環境基準以下であることが明らかである場合は対象外とし、計 23 区間を評価区間とした (表 4)。

また、同じ路線名で交通量がおおむね一定である区間を同一とみなし、他の区間の騒音発生強度を準用した。

4 監視地域に関する基礎調査

処理基準第 3 の 3 に定める監視地域に関する基礎調査については、道路網などの土地利用状況等の変化や道路交通情勢の把握により、毎年実施し、道路交通情勢の把握を行うものとし、表 3 のとおりとする。

(表 3) 監視地域に関する基礎調査

把握内容	調査事項	頻度
土地利用状況	①環境基準地域の類型の変更有無 ②道路網、道路改良の状況変化及び地形の改変の有無 ③その他、沿線状況の把握の実施を判断するために必要な事項	原則毎年度
道路交通情勢	①道路の位置、名称、延長、自動車の交通量及び速度 ②その他面的評価を適切に行う上で必要な事項	変更があった場合
道路の構造等	道路構造、環境保全措置の実施状況、併設道路の有無	原則毎年度

5 面的評価の計画、実施時期及び方法

6 年で評価区間を一巡するよう毎年 3～4 区間を調査する。また、面的評価の実施時期・方法等については、処理基準第 3 章の 4 によるものとする。

6 面的評価の報告

報告にあたっては、騒音規制法第 18 条第 2 項に基づき、年に 1 度、定められた方法により、市長が環境大臣に報告するものであり、報告事項については、処理基準第 4 の 2 によるものとする。

(表4) 面的評価実施年度計画

評価 年度	調査単位 区画番号 ※1	路線名	評価区間 ※2		車線 数	最高 速度 (km/h)	区 間 延 長 (km)	R3センサス 小型車類換算交通量		騒音強度の 把握方法 ※3	備 考
			起点	終点				昼間 16H (台)	夜間 8H (台)		
令和 7 年度	40810	茅野北杜韮崎線	北杜市・韮崎市境	韮崎市道	2	40	1.0	6,776	3,388	2	準用元：40820
	40820	茅野北杜韮崎線	韮崎市道	韮崎市道	2	40	4.9	6,040	3,020	1	
	40840	茅野北杜韮崎線	韮崎市道	甲府韮崎線	2	40	1.4	6,040	3,020	2	準用元：40820
	40860	茅野北杜韮崎線	韮崎市道	韮崎市道	2	40	1.0	6,040	3,020	2	準用元：40820
			評価区間：4区間 騒音等調査：1地点		総延長：		8.3				
令和 8 年度	41210	韮崎昇仙峡線	甲府韮崎線	一般国道141号	2	40	1.2	7,367	3,684	1	
	41220	韮崎昇仙峡線	一般国道141号	島上条宮久保絵見堂線	2	40	2.8	10,497	5,249	2	準用元：41210
	40330	甲府韮崎線	甲斐市・韮崎市境	茅野北杜韮崎線	2	40	1.9	7,629	3,814	1	
	40370	甲府韮崎線	一般国道20号	甲府韮崎線	2	40	0.1	9,450	4,725	2	準用元：40330
			評価区間：4区間 騒音等調査：2地点		総延長：		6.0				
令和 9 年度	41765	韮崎南アルプス富士川線	一般国道20号	北原下条南割線	2	40	3.0	10,673	5,337	1	
	41770	韮崎南アルプス富士川線	北原下条南割線	韮崎市・南アルプス市境	2	40	0.8	14,237	7,119	2	準用元：41765
	61340	北原下条南割線	甘利山公園線	韮崎南アルプス富士川線	2	60	3.2	3,836	1,918	1	
	61500	島上条宮久保絵見堂線	韮崎昇仙峡線	一般国道141号	2	60	5.0	587	294	1	
			評価区間：4区間 騒音等調査：3地点		総延長：		12.0				
令和 1 0 年度	70	中央自動車道西宮線	甲斐市・韮崎市境	韮崎昇仙峡線	4	80	0.9	44,196	22,098	2	準用元：80
	80	中央自動車道西宮線	韮崎昇仙峡線	韮崎市・北杜市境	4	80	2.5	42,058	21,029	1	
	10160	一般国道20号	甲斐市・韮崎市境	韮崎南アルプス富士川線	4	50	2.1	27,771	13,885	2	準用元：10170
	10170	一般国道20号	韮崎南アルプス富士川線	韮崎市・北杜市境	2	50	10.0	11,662	5,831	1	
			評価区間：4区間 騒音等調査：2地点		総延長：		15.5				
令和 1 1 年度	16010	一般国道141号	一般国道20号	韮崎昇仙峡線	2	40	1.1	11,356	5,678	2	準用元：16020
	16020	一般国道141号	韮崎昇仙峡線	穴山停車場線	2	40	5.9	12,038	6,019	1	
	16030	一般国道141号	穴山停車場線	韮崎市・北杜市境	2	40	1.1	20,606	10,303	2	準用元：16020
	61590	須玉中田線	北杜市・韮崎市境	一般国道141号	2	40	0.2	4,798	2,399	1	
			評価区間：4区間 騒音等調査：2地点		総延長：		8.3				
令和 1 2 年度	40620	韮崎南アルプス中央線	一般国道20号	武田八幡神社線	2	50	6.8	2,544	1,272	2	準用元：40630
	40630	韮崎南アルプス中央線	武田八幡神社線	甘利山公園線	2	50	1.4	4,979	2,490	1	
	40640	韮崎南アルプス中央線	甘利山公園線	韮崎市・南アルプス市境	2	50	3.8	7,093	3,547	2	準用元：40630
	61280	武田八幡神社線	茅野北杜韮崎線	一般国道20号	2	60	0.1	2,608	1,304	2	準用元：40630
			評価区間：4区間 騒音等調査：1地点		総延長：		12.1				
評価対象区間合計			評価区間：24区間 騒音等調査：11地点		総延長：		62.2				

※ 調査区間単位番号（※1）及び区間の起点及び終点（※2）は、国土交通省令和3年度道路交通センサスデータを使用。

※3 1：測定による評価 2：準用による評価